

地方自治法施行規則の一部を改正する省令の概要

1 改正理由

地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第410号。以下「改正令」という。）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うもの。

2 改正内容

- 改正令による改正後の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により、総務省令で定めるところにより地方公共団体の長の認定を受けた者からの物品買入契約又は役務提供契約は、随意契約によることができることとされたことに伴い、当該認定の手続きを定めることとする。
- その他所要の規定を整備する。

3 施行期日

公布の日から施行